

## ○管理者が管理する公文書の公開等 に関する規則

(平成二十八年六月二十七日  
規則 第五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例(平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号)の規定に基づき、管理者が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 管理者が管理する公文書の公開等に関する必要な事項は、市長が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十年蒲郡市規則第五号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則本則中「条例」及び「蒲郡市情報公開条例」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例第二条において準用する蒲郡市情報公開条例」と、「市長」とあるのは「管理者」

と読み替え、同規則様式中「蒲郡市長」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合管理者」と、「蒲郡市を」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合を」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。